

源泉所得税の改正のあらまし

令和7年4月

国 税 庁

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝申し上げます。
令和7年度の税制改正により、源泉所得税関係について主に次のような改正が行われました。

(注) このパンフレットは、令和7年4月1日現在の法令等に基づいて作成しています。

1 以下のとおり所得税の基礎控除の見直し等が行われることとなりました。

この改正は、原則として、**令和7年分以後**の所得税について適用されます。

※ 令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

(1) 基礎控除の見直し

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注3))				基礎控除額		
				改正後 (注1)		改正前
				令和7・8年分	令和9年分以後	
132 万円以下 (200 万 3,999 円以下)				95 万円 (注2)		48 万円
132 万円超	336 万円以下	(200 万 3,999 円超	475 万 1,999 円以下)	88 万円 (注2)	58 万円	
336 万円超	489 万円以下	(475 万 1,999 円超	665 万 5,556 円以下)	68 万円 (注2)		
489 万円超	655 万円以下	(665 万 5,556 円超	850 万円以下)	63 万円 (注2)		
655 万円超	2,350 万円以下	(850 万円超	2,545 万円以下)	58 万円		

(注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

ロ 基礎控除額の改正に伴い、**令和8年分以後**の「源泉徴収税額表」及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額について、所要の改正が行われました。

《令和7年の源泉徴収事務における留意事項》

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

また、令和7年分の公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給する年金等を除きます。）の源泉徴収事務においては、令和7年12月の支払の際に、改正後の一定の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の一定の基礎控除額に基づいて計算した源泉徴収税額との精算を行います。

(2) 給与所得控除の見直し

イ 給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

ロ 給与所得控除の改正に伴い、**令和7年分以後**の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び**令和8年分以後**の「源泉徴収税額表」が改正されました。

《令和7年の源泉徴収事務における留意事項》

令和7年11月までの給与の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

(3) 特定親族特別控除の創設

イ 居住者が特定親族^(注)を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

(注) 「特定親族」とは、居住者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の人をいいます。
 なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))			特定親族特別控除額
58 万円超	85 万円以下	(123 万円超 150 万円以下)	63 万円
85 万円超	90 万円以下	(150 万円超 155 万円以下)	61 万円
90 万円超	95 万円以下	(155 万円超 160 万円以下)	51 万円
95 万円超	100 万円以下	(160 万円超 165 万円以下)	41 万円
100 万円超	105 万円以下	(165 万円超 170 万円以下)	31 万円
105 万円超	110 万円以下	(170 万円超 175 万円以下)	21 万円
110 万円超	115 万円以下	(175 万円超 180 万円以下)	11 万円
115 万円超	120 万円以下	(180 万円超 185 万円以下)	6 万円
120 万円超	123 万円以下	(185 万円超 188 万円以下)	3 万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

ロ **令和 8 年 1 月以後**に支払うべき給与及び公的年金等について、それぞれ次の場合に、特定親族特別控除が各月（日）の源泉徴収の際に適用されることとされました。

給与・・・・・・・・親族の合計所得金額が 58 万円超 100 万円以下である場合

公的年金等・・・・親族の合計所得金額が 58 万円超 85 万円以下である場合

《令和 7 年の源泉徴収事務における留意事項》

令和 7 年 11 月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和 7 年分の給与の源泉徴収事務においては、令和 7 年 12 月に行う年末調整の際に、上記イの改正が適用されます。

なお、公的年金等の受給者が、令和 7 年分の所得税について、特定親族特別控除の適用を受けようとする場合には、確定申告をする必要があります。

(4) 扶養親族等の所得要件の改正

上記(1)イの基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件^(注1)が改正されました。

また、上記(2)イの給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が 65 万円（改正前：55 万円）に引き上げられました。

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58 万円以下 (123 万円以下)	48 万円以下 (103 万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201 万 5,999 円以下)	48 万円超 133 万円以下 (103 万円超 201 万 5,999 円以下)
勤労学生	85 万円以下 (150 万円以下)	75 万円以下 (130 万円以下)

(注) 1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

《令和 7 年の源泉徴収事務における留意事項》

令和 7 年 11 月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和 7 年分の給与の源泉徴収事務においては、令和 7 年 12 月 1 日以後に支払う給与からこの改正が適用されます（この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の適用を受けるために「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」等の提出が必要となります。）。
 なお、公的年金等の受給者が、令和 7 年分の所得税について、この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合には、原則として、確定申告をする必要があります。

上記(1)～(4)に関して、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

【国税庁ホームページ】(随時最新情報に更新します。)

令和 7 年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>)



2 住宅借入金等特別控除について、次の措置が講じられました。

- (1) 子育て世帯等^(注1)が、①認定住宅等^(注2)の新築、②認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得、③買取再販認定住宅等の取得をして、**令和7年1月1日から同年12月31日までの間に**居住の用に供した場合の住宅借入金等の借入限度額を次のとおりとして、所得税額の特別控除が適用できることとされました。

住宅の区分	借入限度額			
	住宅借入金等		再建住宅借入金等 ^(注3)	
	改正前	改正後	改正前	改正後
認定住宅	4,500万円	5,000万円	4,500万円	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円		
省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円		

(注) 1 「子育て世帯等」とは、年齢40歳未満であって配偶者を有する人、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する人又は年齢19歳未満の扶養親族を有する人をいいます。

2 「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいいます。以下同じです。

3 「再建住宅借入金等」とは、居住の用に供していた家屋（以下「従前家屋」といいます。）が、東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった人（令和7年1月1日以後に、再取得等をした家屋を居住の用に供する場合は、従前家屋が警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた人に限られます。）の住宅の再取得等のための住宅借入金等をいいます。

- (2) 認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和（原則：50㎡）する措置が、**令和7年12月31日以前**（改正前：令和6年12月31日以前）に建築確認を受けた家屋について適用できることとされました。

3 受益者等の存しない信託である法人課税信託に受益者等が存することとなった場合の所得の金額の計算について、次の見直しが行われたほか、所要の措置が講じられました。

この改正は**令和7年4月1日以後**に効力が生じる特定法人課税信託^(注1)について適用されます。

受益者等の存しない信託である法人課税信託が、受益者等が存することとなったことにより法人課税信託に該当しないこととなった場合において、当該法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その信託財産に属する特定株式^(注2)については、当該特定株式をその該当しないこととなった時における価額により取得したものとみなして、当該受益者等の各年分の各種所得の金額を計算するものとされました。

また、当該特定株式のその時の直前の帳簿価額に相当する金額は、当該受益者等のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととされました。

(注) 1 「特定法人課税信託」とは、その信託財産に属する特定株式に係る発行人等（特定株式の発行人、当該発行人の役員等又は当該役員等と特殊の関係のある個人及び法人をいいます。）が委託者となる受益者等の存しない信託である法人課税信託で、当該特定株式の発行人の役員等の勤続年数等を勘案して当該役員等が受益者等として指定されるものをいいます。

2 「特定株式」とは、一定の譲渡制限付株式以外の株式をいいます。

4 令和9年に開催される2027年国際園芸博覧会の、①公式参加者に勤務する非居住者、②公式参加者の博覧会関連業務を行う一定の外国法人に勤務する非居住者、③公式参加者が博覧会の会場における一定の任務のために任命する非居住者、④その任務に係る事務の代理をする非居住者、⑤博覧会国際事務局の事務局長等である非居住者の一定の給与については、所得税が課されないこととされました。

所得税が課されないこととされるのは、**令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間**に行う博覧会関連業務に係る勤務に基因する給与に限られます。

5 退職所得課税について、次の見直しが行われました。

- (1) 老齢一時金（確定拠出年金法の老齢給付金として支給される一時金をいいます。以下同じです。）以外の退職手当等の支払を受ける年（以下「受給年」といいます。）の前年以前9年以内に老齢一時金（令和8年1月1日以後に支払を受けたものに限りです。）の支払を受けた場合には、次に掲げる退職手当等が退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象とされました。

この改正は、**令和8年分以後**の所得税について適用されます。

イ 令和8年1月1日以後に支払を受けた退職手当等であって、受給年の前年以前9年以内に支払を受けたもの

ロ 令和8年1月1日前に支払を受けた退職手当等であって、受給年の前年以前4年以内に支払を受けたもの

- (2) **令和8年1月1日以後**に支払を受けるべき老齢一時金に係る退職所得の受給に関する申告書の保存期間が10年（改正前：7年）とされました。
- (3) 退職手当等の支払をする者は、**令和8年1月1日以後**に支払うべき退職手当等について、退職手当等の支払を受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととされました。

6 生命保険料控除について、次の見直しが行われたほか、所要の措置が講じられました。
この改正は、**令和8年分の所得税**について適用されます。

- (1) 新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、23歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除の控除額は、次の表のとおり計算することとされました。

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超 60,000円以下	新生命保険料×1/2+15,000円
60,000円超 120,000円以下	新生命保険料×1/4+30,000円
120,000円超	一律60,000円

- (2) 旧生命保険料及び上記(1)の適用がある新生命保険料を支払った場合の一般生命保険料控除の適用限度額が6万円（改正前：4万円）とされました。

（注）一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は、現行と同様の12万円となります。

7 上記のほか、令和7年度の税制改正において、次の見直し等が行われています。

- (1) NISAについて、つみたて投資枠で投資可能なETF（上場株式投資信託）に係る要件の見直し及び金融機関変更時の即日買付けを可能とする措置（適用開始日：**令和7年4月1日**）
- (2) 特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲の拡充（適用開始日：**令和7年4月1日**）
- (3) 本人確認の方法について、署名用電子証明書を送信する方法に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定するカード代替電磁的記録を送信する方法によることができることとする措置（適用開始日：**令和7年4月1日**）
- (4) スキャナによる読取り等により作成した電磁的記録（いわゆる「イメージデータ」）をe-Taxで送信する場合等の要件に係る次の見直し
- ・ その読取り等の色調について、フルカラーに加え、グレースケールを追加（適用開始日：**令和7年4月1日**）
 - ・ 送信可能なイメージデータのファイル形式について、PDF形式に加え、JPEG（JPG）形式を追加（適用開始日：**令和10年1月1日**）
- (5) ジュニアNISA口座のみなし廃止手続の整備（適用開始日：**令和8年1月1日**）

年末調整の電子化のご案内

年末調整手続を電子化することにより、各種控除額の検算や控除証明書等のチェックが削減されるなど、年末調整手続が簡便化できます。詳しくは、国税庁ホームページ「年末調整手続の電子化に向けた取組について」をご覧ください。（<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>）



キャッシュレス納付のご案内

源泉所得税の納付は、①金融機関や税務署等の窓口に行く必要がなく、②自宅や事務所などからの納付手続が可能な非対面の「キャッシュレス納付」が便利です。

詳しくは、国税庁ホームページにおいて、e-Taxを利用した源泉所得税の納付手続を解説した動画等を公開しておりますので、ご覧ください。



（https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm）

※ 源泉所得税についてキャッシュレス納付を利用するためには、事前にe-Taxで所得税徴収高計算書データを作成・送信する必要があります。

※ 所得税徴収高計算書データの作成・送信からキャッシュレス納付手続までの流れを体験することができる「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」をこちらからご利用いただけます。

（<https://www.e-tax.nta.go.jp/taiken/gensencashless.htm>）

